

生産緑地買取申出に必要な書類（生産緑地指定から30年経過を事由とした買取申出の場合）

番号	書類の内容	備考	取得先
1	生産緑地買取申出書	法定相続人による買取申出の場合は 法定相続人全員の記名があること	様式は都市計画課ホームページ参照
2	土地登記事項証明書（登記簿謄本）（原本）	・発行から3か月以内のものに限る ・登記官の認証文及び公印があるもの	名古屋法務局 岡崎支局
3	公図の写し（原本）	・発行から3か月以内のものに限る ・登記官の認証文及び公印があるもの (申出地が区画整理地内で仮換地の場合は不要)	名古屋法務局 岡崎支局
	仮換地証明、仮換地指定図、仮換地案内図	申出地が区画整理地内で仮換地の場合	岡崎駅南土地区画整理組合
以下は場合により必要なもの			
4	権利抹消承諾書	抵当権等がある場合 (税務署の抵当権（納税猶予）や電力会社の地役権等の場合は添付不要)	様式は都市計画課ホームページ参照
5	営農計画書	所有している生産緑地の一部を買取申出する場合	様式は都市計画課ホームページ参照
6	遺産分割協議書（写し）	相続登記が済んでいない場合 ※申出時に遺産分割協議書（写し）の提出が困難な場合は、以下を提出することで代替可 法定相続情報証明制度を活用する場合 ・法務局の法定相続情報証明 ・法定相続人の住民票（法定相続情報証明に記載の住所から異動のある場合のみ） 法定相続情報証明制度を活用しない場合 ・相続関係説明図	

		・法定相続人全員が分かるもの(原本の提示で可) (被相続人の出生～死亡までの戸籍謄本、法定相続人全員の戸籍謄抄本等)	
7	委任状	委任により買取申出する場合 ※複数人による買取申出で代表者が来庁する場合は代表者への委任状が必要	任意様式(本人の署名もしくは記名押印が必要)